

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十条）</p> <p>附則</p> <p>（英語による提出書類の記載等）</p> <p>第二条 法（第三章から第三章の四までに限る。第三項及び次条において同じ。）令（第四章から第四章の四までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（次章第六節（特例業務届出者に係るものに限る。）及び第六節の二（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）並びに第五章を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものが</p>

2 | 前項の場合において、金融庁長官等は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。

3 | 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類（第一項の規定の適用があるものを除く。）で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（契約書の写しの提出の手續等）  
第二百三十九条の二 「略」

「2〜7 略」

8 | 第二条第三項の規定にかかわらず、第三項及び前項の契約書の写しであつて日本語又は英語により記載されていないもの（特例業務届出者又は同条第一項の規定の適用を受ける金融商品取引業者等に係るものに限る。）には、日本語又は英語による訳文を付さなければならない。

9 「略」

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧

あるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（契約書の写しの提出の手續等）  
第二百三十九条の二 「同上」

「2〜7 同上」

8 | 第二条の規定にかかわらず、第三項及び前項の契約書の写しであつて日本語又は英語により記載されていないもの（特例業務届出者に係るものに限る。）には、日本語又は英語による訳文を付さなければならない。

9 「同上」

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧

二百四十六条の十六 金融庁長官、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十六条の二十七第一項を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十一号の五に記載されている事項を金融庁若しくは当該海外投資家等特例業務届出者若しくは金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 「略」

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）  
二百四十六条の二十七 「略」

「2・3 略」

「項を削る。」

「項を削る。」

二百四十六条の十六 金融庁長官、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十六条の二十七を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十一号の五に記載されている事項を金融庁若しくは当該海外投資家等特例業務届出者若しくは金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 「同上」

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）  
二百四十六条の二十七 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

5 第三項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十八 [略]

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)

第二百四十六条の二十九 [略]

〔項を削る。〕

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出)

第二百四十六条の三十一 [略]

2 [略]

〔項を削る。〕

係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十八 [同上]

2|| 前項の届出書(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

3|| 第一項の書面(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)

第二百四十六条の二十九 [同上]

2|| 前項の届出書(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出)

第二百四十六条の三十一 [同上]

2 [同上]

3|| 第一項の届出書及び前項の規定により当該届出書に添付すべき書類(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

(事業報告書)

第二百四十六条の三十三 「略」

2 前項の事業報告書(海外投資家等特例業務届出者に係るものに限る。)は、別紙様式第二十一号の七に準じて英語で作成することができる。

〔3〕6 略〕

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第二百四十六条の三十四 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類(海外投資家等特例業務届出者に係るものに限る。)は、英語で記載することができる。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第二百四十六条の三十六 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類(海外投資家等特例業務届出者に係るものに限る。)は、英語で記載することができる。

(事業報告書)

第二百四十六条の三十三 「同上」

2 前項の事業報告書(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、別紙様式第二十一号の七に準じて英語で作成することができる。

〔3〕6 同上〕

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第二百四十六条の三十四 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第二百四十六条の三十六 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

(英語による提出書類の作成等に関する特例)

「条を削る。」

第三百五十条 次の各号に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、当該各号に定める様式に準じて英語で作成することができる。

- 一 第五条の登録申請書 別紙様式第一号
  - 二 第二十条第一項の書面 別紙様式第一号
  - 三 第二十二条第一項の変更登録申請書 別紙様式第一号
  - 四 第二十五条第一項の供託届出書 別紙様式第二号
  - 五 第二十七条第一項の保証契約締結届出書 別紙様式第三号
  - 六 第二十七条第二項の保証契約変更承認申請書 別紙様式第四号
  - 七 第二十七条第二項の保証契約解除承認申請書 別紙様式第五号
  - 八 第二十七条第四項の保証契約変更届出書 別紙様式第六号
  - 九 第二十七条第四項の保証契約解除届出書 別紙様式第七号
  - 十 第三十六条（第三十九条において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の対象議決権保有届出書 別紙様式第八号
  - 十一 第三十八条の二の届出書 別紙様式第八号の二
  - 十二 第三十八条の五の届出書 別紙様式第八号の三
  - 十三 第百八十二条第一項の事業報告書 別紙様式第十二号
  - 十四 第百八十三条第一項の説明書類 別紙様式第十五号の二
  - 十五 第二百四十四条第一項の届出書 別紙様式第二十一号
  - 十六 第二百四十四条の二の書面 別紙様式第二十一号
- 2 次に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。
- 一 第五条の登録申請書に添付すべき書類

- 
- 二 第二十条第一項の届出書及び同項各号に定める書類
  - 三 第二十一条の届出書及び書類
  - 四 第二十二条第二項の書面及び同項各号に掲げる書類
  - 五 第二十五条第二項の届出書
  - 六 第二十七条第一項の保証契約締結届出書並びに同条第四項の保証契約変更届出書及び保証契約解除届出書に添付すべき書類
  - 七 第三十一条各項の届出書
  - 八 第三十六条の対象議決権保有届出書に添付すべき書類
  - 九 第六十九条の届出書及び同条各号に定める書類
  - 十 第七十条第一項の承認申請書及び同条第二項の書類
  - 十一 第二百二十条の申請書及びその添付書類
  - 十二 第九十条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
  - 十三 第九十一条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
  - 十四 第二百一条の届出書及び第二百二条各号に定める書類
  - 十五 第二百四条第一項の届出書及び同条第二項各号に定める書類
  - 十六 第二百五条第三項の届出書及び同条第四項の書面
  - 十七 第二百四十四条第三項各号に掲げる書類
  - 十八 第二百四十四条の二の届出書
  - 十九 第二百四十五条の届出書
  - 二十 第二百四十六条の届出書
- 3 第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合
-

における第二条、第二百三十九条の二第八項及び第九項、第二百四十六条の三第二項、第二百四十六条の四第五項、第二百四十六条の五第二項並びに第二百四十六条の六第五項の規定の適用については、「これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「特例業務届出者及び第三百五十条第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける者」とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある書類については、第二条の規定は、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、第一種金融商品取引業又は登録金融機関業務を行い、又は行おうとする者に関しては、適用しない。

6 第一項から第三項までの場合において、金融庁長官等は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、これらの規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。

(標準処理期間)

第三百五十条 [略]

附則

え) (外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替)

(標準処理期間)

第三百五十一条 [同上]

附則

え) (外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替)



第三十九条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

第三十九条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第二条中「第五章」とあるのは「第五章並びに附則第三十一条、第四十四条、第四十七条から第四十九章まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条及び第五十八条」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。